

社会福祉法人四恩会 チェンジA. 指定放課後等デイサービス事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人四恩会の設置経営する【チェンジA.】(以下「事業所」という。)が行う指定放課後等デイサービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)及び障害児に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：チェンジA.
- (2) 所在地：石川県かほく市遠塚ニ13番地2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

- (3) 指導員 4名

放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日とする。ただし、国民の休日、8月15日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間は、希望があれば午前8時からの受入、午後6時までの受入に対応する。ただし、保護者の諸事情により、午後6時以降の延長利用の希望があった場合、午後7時までの受入れを検討する。

(指定放課後等デイサービスの利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は、10名とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、特に定めない。ただし、医療行為等が必要な場合で、当事業所に対応できないと判断した場合は、契約しない場合がある。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第8条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。

(2) 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

(3) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

(6) 相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する、相談及び助言を行う。

(7) 昼食の提供

学校休業日に営業する場合、希望児童に対し提供を行う。

(保護者から受領する費用の種類及びその額)

第9条 指定放課後等デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定放課後等デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、各市町が保護者の家計の負担能力等をしん酌して定める額とする。ただし、基準により算定した費用の額の1割に相当する額が低い場合には、当該相当する額とする。

2 その他の費用の額は、次のとおりとする。

指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障害児の保護者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

4 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対して事前にサービス内容及

び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるととする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、かほく市、津幡町、内灘町の区域とする。

但し、これ以外の市町より実施の依頼があった場合には、受入れを検討する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 障害児が指定放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

（1）室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

（2）体調不良の場合は、利用せず、受診すること。

（3）午前8時からの受入や午後6時までの受入を実施するが、この場合は、事業所での送迎はしないため、家族による送迎を原則とする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第13条 指定放課後等デイサービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出、その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

（契約時の文書の交付）

第14条 保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定放課後等デイサービスの内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

（サービス提供の記録）

第15条 指定放課後等デイサービスを提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（勤務体制の確保等）

第16条 管理者は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後3か月以内

（2）継続研修 年1回

(衛生管理)

第17条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第18条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第19条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第20条 指定放課後等デイサービスの提供に対する保護者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第21条 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 指定放課後等デイサービスの提供に対する障害児の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第23条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人四恩会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

平成26年4月1日改正。

社会福祉法人四恩会 チェンジA. 指定児童発達支援事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人四恩会の設置経営する【チェンジA.】(以下「事業所」という。)が行う指定児童発達事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)及び障害児に対し、適正な指定児童発達支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：チェンジA.
- (2) 所在地：石川県かほく市遠塚ニ13番地2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名
児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成の業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
- (3) 指導員 4名
児童発達支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日とする。ただし、国民の休日、8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間は、希望があれば午前8時からの受入、午後6時までの受入に対応する。ただし、保護者の諸事情により、午後6時以降の延長利用の希望があった場合は、午後7時までの受入れを検討する。

(指定児童発達支援事業の利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は、10名とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、特に定めない。ただし、医療行為等が必要な場合で、当事業所で対応できないと判断した場合は、契約しない場合がある。

(指定児童発達支援事業の内容)

第8条 事業所で行う指定児童発達支援事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。

(2) 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

(3) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

(6) 相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言

(7) 昼食の提供

学校休業日に営業する場合、希望児童に対し提供を行う。

(保護者から受領する費用の種類及びその額)

第9条 指定児童発達支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定児童発達支援事業が法定代理受領サービスであるときは、各市町が保護者の家計の負担能力等をしん酌して定める額とする。ただし、基準により算定した費用の額の1割に相当する額が低い場合には、当該相当する額とする。

2 その他の費用の額は、次のとおりとする。

指定児童発達支援事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障害児の保護者に負担させることが適当と認められる費用。

3 前項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

4 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、かほく市、津幡町、内灘町の区域とする。

但し、これ以外の市町より実施の依頼があった場合には、受入を検討する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 障害児が指定児童発達支援事業の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

(1) 室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

(2) 体調不良の場合は、利用せず、受診すること。

(3) 午前8時からの受入や午後6時までの受入を実施するが、この場合は、事業所での送迎はしないため、家族による送迎を原則とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、指定児童発達支援事業の提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 指定児童発達支援事業の提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第14条 保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定児童発達支援事業の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 指定児童発達支援事業を提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第16条 管理者は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

(衛生管理)

第17条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第18条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第19条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第20条 指定児童発達支援事業の提供に対する保護者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第21条 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、

当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 指定児童発達支援事業の提供に対する障害児の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第23条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人四恩会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

平成26年4月1日改正。

社会福祉法人四恩会 チェンジA. 日中一時支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、本人及び家族の生活の安定・向上を目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が一時的に居宅において日常生活を営むことができない際に、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言を、一時的に提供し、本人および家族の生活の安定を図る。

- 2 事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、他の居宅支援事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業にあたっては、利用者の必要なときに必要な福祉サービスの提供ができるよう、努めるものとする。
- 4 前三項のほか、各市町との委託契約書に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：チェンジA.
- (2) 所在地：石川県かほく市遠塚ニ13番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)
- (2) 指導員 1名

学校が休業日に関しては必要に応じて配置する。但し、実際のサービス提供時間のみの勤務とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日とする。
- (2) 但し、国民の休日、8月15日及び12月29日から1月3日は休日とする。
- (3) 営業時間は、送迎時間を含め午前9時から午後5時までとする。家族が送迎を行う場合は、午前8時からの受入や午後6時までの受入に対応する。

(日中一時支援事業の内容)

第6条 本事業所で行う日中一時支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員は3名。
- (2) 給食サービス
- (3) 送迎サービス

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 日中一時支援を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から必要経費の1割の居宅利用者負担額の支払いを受けるものとする。(但し、各市町村で負担割合は異なる)

- 2 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付しなければならない。
- 3 食費を徴収する。昼食代は、中学生以上600円、小学生400円。
おやつ代100円とする。

(通常の事業の送迎の実施地域)

第8条 通常の事業の送迎の実施地域は、かほく市、津幡町、内灘町。その他の地域は相談により検討する。送迎費は、各市町での負担額に準ずる。

第9条 (当事業者利用に当たっての留意事項)

- 1 金銭・貴重品の管理は、原則として利用者個人の責任の範囲で行うものとする。
- 2 所持品・備品等の持込については、危険物を除き自由とする。
- 3 事業所内での利用者の「営利行為・宗教勧誘・特定の政治活動」は禁止する。
- 4 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 現に日中一時支援事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した日中一時支援事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 本事業所は、提供した日中一時支援事業に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により市町が行う文書その他物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに、できる限り協力するものとする。
- 4 本事業所の苦情解決の手続きは、「社会福祉法人四恩会 苦情解決規定」に基づき行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

- 1 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 3 本事業は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

- 4 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人四恩会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。